

「大はらっぱ・わんぱく広場」ネーミングライツパートナー募集要項

福知山市の施設の愛称を決定する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を企業等に付与し、市と企業等とのパートナーシップにより、企業等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）の広告及び地域貢献の機会を拡大させ、かつ、施設の魅力の向上及び市の財政の健全化を図ることを目的として、ネーミングライツパートナーを次のとおり募集します。

1 対象施設の概要

- (1) 名 称 大はらっぱ・わんぱく広場
- (2) 所 在 地 福知山市字猪崎 377 番地の 1
施設の概要は、別紙 1 を参照してください。

2 愛称の表記方法

(1) 愛称の条件

- ア 愛称は、市民や施設利用者に親しみやすく、大はらっぱ（芝生広場）・わんぱく広場（こども向け遊具エリア）であることがわかるものとしてください。
- イ 愛称に略称、英語表記をつけることも可とします。
- ウ 条例に規定する施設名称の変更はしません。
※愛称が定着するまでは、条例上の名称を併記する場合があります。
- エ 企業名（通称を含む）、商品名等の使用も可とします。
- オ 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできないものとします。
- カ 愛称の一部に「三段池（ひらがな、カタカナ、ローマ字表記も可とします。）」の表記を加えるものとします。
- キ 次の各号のいずれかに該当する内容は、掲出できません。
 - (ア) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (イ) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (ウ) 政治性や宗教性のあるもの
 - (エ) 反社会的若しくは政治的な主義や主張を含んだもの又はそのおそれのあるもの
 - (オ) 美観を損なうもの又はそのおそれがあるもの
 - (カ) その他不相当と市長が判断したもの

(2) 愛称の掲出が可能な場所

- ア 「大はらっぱ・わんぱく広場」
別紙掲出可能場所（ア 1～ア 4、イ 1～イ 4）

注 1：設置する看板等の箇所、具体的な形状、大きさ等は協議により決定します。「福知山市屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則」に規定する要件を満たさないものや、施設及び周辺の景観を損なうおそれのあるものについては、認められない場合がありますので、事前

に市担当課と打ち合わせをしてください。

注2：上記以外の場所は掲出できません。また、契約締結後に追加掲出はできません。

- 3 ネーミングライツ料 年額20万円以上（消費税及び地方消費税は別途）
- 4 ネーミングライツ付与期間 5年間（令和8年9月1日～令和13年8月31日）
注：付与期間後の契約更新は、市との協議により可能です。

5 費用の負担

ネーミングライツ料やその他に要する費用の負担は次の表を原則とします。

区 分	ネーミングライツ パートナー	市
ネーミングライツ料	○	
敷地内外の名称表示サイン及び看板等の新設・変更に必要な費用	○	
新設看板で電気を使用する場合の電気使用料、子メーターの設置及び撤去費用	○	
屋外広告物許可申請に係る費用が発生した場合はその費用	○	
契約期間満了後の原状回復に必要な費用	○	
ネーミングライツに関する看板の維持管理に必要な費用	○	
ネーミングライツに関する看板等に起因した第三者への損害賠償	○	
ネーミングライツパートナーの提案による施設整備・備品等の購入に必要な費用	○	
契約締結後、市が新たに作成する広報、印刷物及びホームページ等の表示に必要な費用		○

6 愛称の使用開始時期

令和8年9月1日

ただし、既存看板の除却が必要な場合は、その除却完了後をもって新設看板の施工ができます。

7 応募者の資格

応募者の資格は、次のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 個人であること
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 32 年法律第 122 号）に規定する風俗営業及びそれに類似する業種
- (3) 貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業
- (4) たばこに関する業種
- (5) ギャンブル（宝くじを除く。）に関する業種
- (6) 投機的商品に関する業種
- (7) 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種
- (8) 私的な秘密事項の調査に関する業種
- (9) 法律に定めのない医療類似行為を行う業種
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団員及び特殊結社団体又はそれらの関連事業者
- (11) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生又は更生手続中の事業者
- (12) 各種法令に違反している事業者
- (13) 本市の市税を滞納している事業者
- (14) 前各号に掲げるもののほか、その他の理由により市長が特に適当でないと認める業種及び事業者

注：対象施設は指定管理者制度導入施設であることから、指定管理者と競合する民間団体等、施設の管理運営に支障をきたす可能性がある場合は、市が応募対象を制限することがあります。

8 応募に必要な書類

- (1) 提出書類
「大はらっぱ・わんぱく広場」ネーミングライツパートナー申込書（様式第 1 号）に次号の書類を添付して提出してください。
- (2) 添付書類
 - ア 応募資格誓約書（様式第 2 号）
 - イ 法人の概要を記載した書類
 - ウ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
 - エ 登記事項証明書
 - オ 事業（営業）報告書（直近のもの）
申込者の事業内容等に関する実績及び事業計画の内容の分かるもの
 - カ 貸借対照表及び損益計算書、最近の予算及び決算等経営の規模及び状況が分かるもの（直近 3 年間）
 - キ 市税納税証明書（滞納がないことの証明）（証明日が募集期間のもの）
 - ク 消費税等納税証明書（消費税等に滞納がないことの証明）（発行後 3 カ月以内のもの）
 - ケ その他市長が必要と認めるもの

9 申込手続

- (1) 申込書の提出方法 持参又は郵送とします。

(2) 募集期間

令和8年5月18日（月）から令和8年6月17日（水）午後5時まで
申込書の配布・受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとします。
郵送の場合は、締切日の消印有効とします。

(3) 申込書の提出場所

福知山市建設交通部都市・交通課

〒620-8501 福知山市字内記13番地の1

電話 0773-24-7052（直通）

FAX 0773-23-6537（代表）

E-mail toshikotsu@city.fukuchiyama.lg.jp

(4) 質問の受付及び回答

募集要項に関して質問がある場合は、応募に関する質問書（様式第4号）により行ってください。郵送、ファックス、メールも可とします。なお、電話又は直接の質疑は受け付けません。

ア 質問の受付期間

令和8年5月18日（月）午前9時から5月28日（木）午後5時まで

イ 質問の回答

令和8年6月5日（金）までにファックス、またはメールにて回答します。

(5) 施設見学について

施設の見学を希望される場合は、施設管理者と見学日程等を調整させていただきますので、14の問合せ先までお問合せください。

(6) 留意事項

ア 必要に応じ、追加資料の提出をお願いすることがあります。

イ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とします。

ウ 提出された書類の内容を変更することはできません。

エ 提出された書類は返却しません。

オ 申込みに要する費用は、申込者の負担とします。

カ 申込書提出後に辞退する場合は、大はらっぱ・わんぱく広場ネーミングライツパートナー申込辞退届（様式第3号）を提出してください。

キ 提出された申請書類は、福知山市情報公開条例に基づく情報公開の請求により開示する場合があります。

10 優先交渉権者の選定

(1) 選定方法

ネーミングライツパートナーの選定を行うため、ネーミングライツ審査委員会を開催し、応募者からのプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

プレゼンテーション及びヒアリングの内容を踏まえ、福知山市ネーミングライツパートナー優先交渉権者選定基準（別紙2）に基づき審査を行い、優先交渉権者としての可否を決定します。

なお、応募者が1者の場合も選定基準に基づき審査を行い、優先交渉権者としての可否を決定します。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施日

令和8年7月1日(水)

(3) 選定結果の通知

令和8年7月17日(金)までに、応募者に対して、優先交渉権者としての採用・不採用の結果を「大はらっぱ・わんぱく広場」ネーミングライツパートナー優先交渉権者(採用・不採用)決定通知書(様式第5号)により通知します。

11 契約の締結及び公表について

- (1) 優先交渉権者との間で、ネーミングライツ事業に係る契約を締結します。
- (2) 契約締結後は、法人名、施設の愛称、ネーミングライツ料等について、市の広報やホームページにおいて公表します。

12 契約の解除

ネーミングライツパートナーが次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、市はネーミングライツ事業に係る契約を解除することができることとします。

この場合、原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーの負担とし、契約の解除によるネーミングライツパートナーの損害等について市はその責めを負わないものとします。

- (1) 指定した期日までにネーミングライツ料を納入しないとき(特に必要があると認めた場合を除きます。)
- (2) 法令に違反し、又はそのおそれがあると市長が認めたとき。
- (3) 社会的又は経済的な信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (4) 本契約に定める内容に違反したとき。
- (5) パートナーが自己の都合により契約解除の申出をしたとき。
- (6) その他、市長が特に適当でないと認めたとき。

13 愛称の普及

愛称は、市及び指定管理者のホームページや広報等印刷物において積極的に使用します。なお、指定管理者が作成する対象施設のパンフレットについては、運用上の観点から愛称の表示は原則として行わないものとしますが、詳細については協議の上、決定します。※印刷物への愛称使用開始時期については既存印刷物の残部数を考慮し、決定します。

14 問合せ先

不明な点がある場合や施設の見学を希望される場合は、下記にお問い合わせください。

福知山市建設交通部都市・交通課

〒620-8501 福知山市字内記13番地の1

電話 0773-24-7052 (直通)

FAX 0773-23-6537 (代表)

E-mail toshikotsu@city.fukuchiyama.lg.jp

15 事業全体スケジュール（予定）

募集から事業開始までのスケジュールは、以下のとおりです。

ネーミングライツパートナー募集要領の配布	令和8年5月18日（月）～ 令和8年6月17日（水）
質問等の受付 ※回答は、6月5日（金）までに行います。	令和8年5月18日（月）～ 令和8年5月28日（木）
申込書の提出	令和8年5月18日（月）～ 令和8年6月17日（水）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年7月1日（水）
優先交渉権者の決定 ※応募者への通知は、7月17日（金）までに行います。	令和8年7月1日（水）
優先交渉権者との協議・調整	優先交渉権者決定通知後～ 令和8年7月下旬
ネーミングライツに関する契約の締結	令和8年7月下旬
看板設置等の準備	契約締結後～
契約期間の開始	令和8年9月1日（火）～

※上記のスケジュールは、あくまで現時点における予定であり、状況等に応じて変更の可能性があります。

(別紙1)

対 象 施 設 概 要

施設の名称	大はらっぱ・わんぱく広場	
施設所在地	福知山市字猪崎377番地の1	
設置根拠	福知山市都市公園条例	
開設	大はらっぱ：平成19年 わんぱく広場：平成20年	
敷地面積	大はらっぱ：41,700 m ² わんぱく広場：1,300 m ²	
施設の用途	休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用	
主な施設・規模	大はらっぱ 芝生広場、遊歩道（ゴムチップ舗装） わんぱく広場 複合遊具等	
附属施設	トイレ、東屋（2箇所、大はらっぱ内）	
利用できる期間・時間	大はらっぱ：休業日等なし わんぱく広場 6月から8月：午前8時30分から午後6時30分 上記以外：午前8時30分から午後5時	
利用者数	※大はらっぱ及びわんぱく広場については利用者数を集計していません。	
指定管理者制度の導入状況	指定管理者	公益財団法人福知山市都市緑化協会
	指定管理期間	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日
主な利用状況	大はらっぱ ・児童、幼児を含む家族単位での利用 ・ジョギング、散歩の利用等 わんぱく広場 ・児童、幼児を含む家族単位での利用等	

ネーミングライツ 看板等の掲出可能場所

ア 大はらっぱ



ア-1 (大はらっぱ北側)



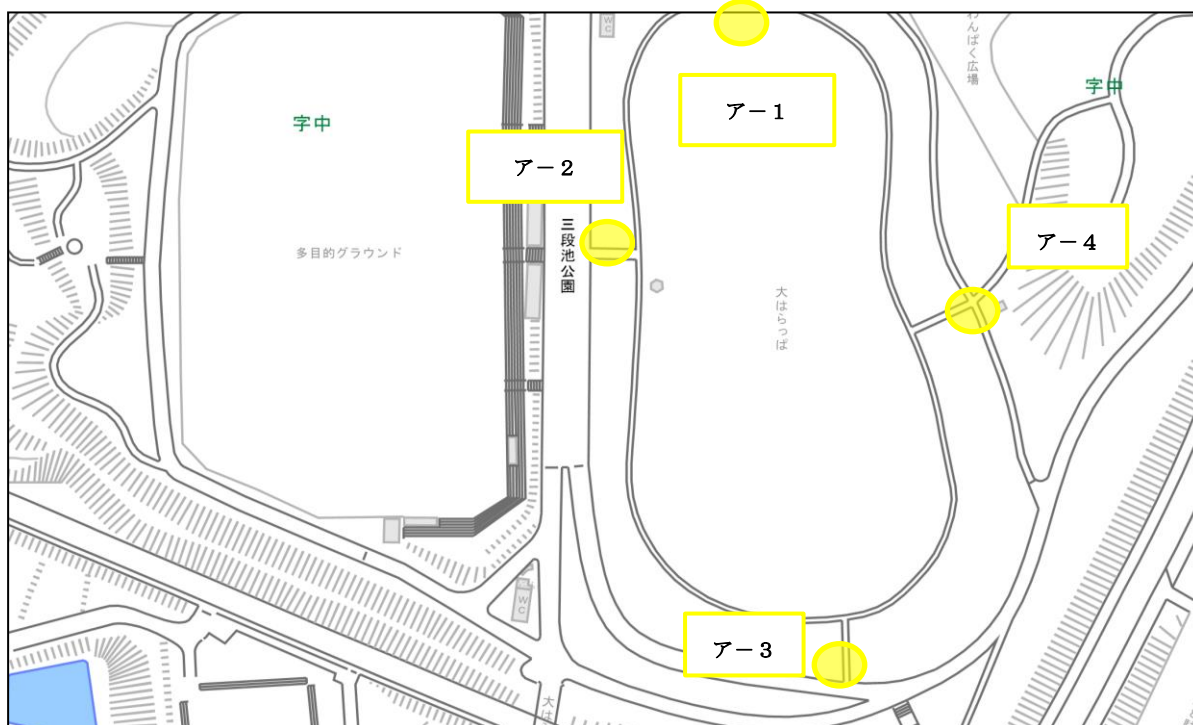
ア-2 (大はらっぱ西側)



ア-3 (大はらっぱ南側)



ア-4 (大はらっぱ東側)



イ わんぱく広場



イー1 (わんぱく広場入口)



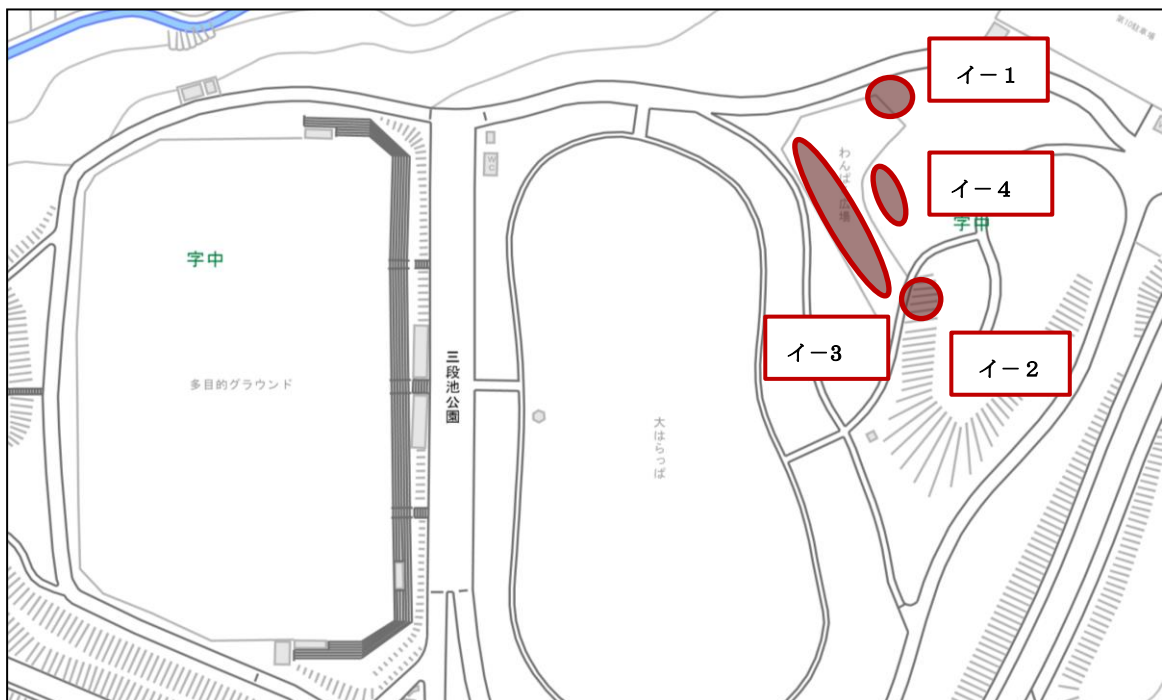
イー2 (わんぱく広場入口)



イー3 (わんぱく広場外縁外側)



イー4 (わんぱく広場外縁内側)



(別紙2)

福知山市ネーミングライツパートナー優先交渉権者選定基準

1 趣 旨

福知山市ネーミングライツ審査委員会（以下「審査委員会」という。）のネーミングライツパートナー優先交渉権者を選定する際の基準とします。

2 応募資格の審査

施設所管課は、応募した企業等（以下「応募者」という。）が下記表Ⅰの「資格要件」を満たしていることを事前審査し、その結果を審査委員会に報告します。

審査委員会は、応募者からのプレゼンテーション、ヒアリング及び報告された事前審査の結果に基づき審査し、「資格要件」を満たしていないと判断された応募者は、失格となります。

3 審査項目、評価内容及び配点

審査委員会は、「資格要件」を満たしていると判断された応募者を対象として、下記表Ⅱの「選定基準」に基づき審査を行います。

審査委員は、選定基準及び評価方法に基づき審査項目ごとに得点化を行います。

各応募者の総合点数の算出方法は、各審査項目について、各審査委員の評価点を平均して算出します（小数点第2位四捨五入）。その評価点を合計し当該応募者の総合点数とします。総合点数が最高得点の応募者を優先交渉権者として選定します。総合点数が同点の場合は、審査項目「ネーミングライツ料」の得点が最も高い応募者を優先交渉権者として選定します。なお、応募者が1者の場合も上記の方法に準じて審査を行います。

応募者が複数、1者のいずれの場合も、総合点数が配点合計の7割以上の得点となった場合に優先交渉権者として選定します。

審査項目		評価内容	配点等
Ⅰ 資格 要件	応募資格	福知山市ネーミングライツパートナーシップ制度実施要項及び個別施設の募集要項の条件を満たしているか	適・否
	Ⅱ 選定 基準		
	愛称案	利用者、市民にとっての親しみやすさ、わかりやすさ、呼びやすさ。 施設の設置目的や募集条件との整合	30
	ネーミングライツ料	応募金額の相対評価	30
	経営の安定性	財務状況から見た経営の安定性 ネーミングライツ料の支払い能力	10
	地域貢献等	地域貢献や社会貢献等に対する理念、実績及び今後の計画	10
		当該施設の魅力向上等に関する企画提案内容	10
		市内の本社、支社又は営業所等の有無	10
合 計			100

4 評価方法

審査項目	評価方法
愛称案 経営の安定性	下記5の評価点の判断基準により評価ランクを判断し、得点化する。(得点は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位まで算定)
ネーミングライツ料	<p>応募者中、応募金額(年額)が最高である者を1位とし、配点の満点である30.0点を付与する。 他の応募者の得点は、1位の金額(最高応募金額)を用いて、下記の式により算出する。(小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位まで算出) (算定式) 得点=30.0点×当該応募金額/最高応募金額</p> <p>(算出例：応募者が複数の場合) A者:応募金額500万円(応募者中、最高金額) 得点30.0点 B者:応募金額300万円 得点30点×300万円/500万円=18.0点</p>
地域貢献等	<p><地域貢献や社会貢献等に対する理念、実績及び今後の計画> <当該施設の魅力向上等に関する企画提案内容> 下記5の評価点の判断基準により評価ランクを判断し、得点化する。(得点は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位まで算定)</p> <p><市内の本社、支社又は営業所等の有無> 市内に本社、支社又は営業所等を有する場合 10点 市内に本社、支社又は営業所等を有しない場合 0点</p>

5 評価点の判断基準

審査項目に係る評価の判断基準	評価	得点の算出方法
評価ポイントが優れている	A	配点×1.00
評価ポイントがやや優れている	B	配点×0.75
評価ポイントが標準的である	C	配点×0.50
評価ポイントがやや劣っている	D	配点×0.25
評価ポイントが劣っている(加点水準に達していない)	E	配点×0.00